

川越市分別収集計画

第Ⅷ期分別収集計画：計画年度平成 29～33 年度

平成 2 8 年 5 月

川越市環境部資源循環推進課

目 次

1	計画策定の意義	1 頁
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第 8 条第 2 項第 7 号)	10

1 計画策定の意義

人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまちづくりのためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場でその役割を認識し、実行することが重要である。

本市では、川越市一般廃棄物処理基本計画において、「循環型社会の構築」に向けた基本方針を示しており、その目標達成のための施策を推進することにより、限りある資源の有効利用と廃棄物処理施設の延命化を図っている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物のなかでも大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市の役割を明確にし、具体的に推進すべき方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の策定と実施は、容器包装廃棄物の発生抑制を促進し、また不用となった容器包装廃棄物の再商品化を進め、使い捨て社会から循環型社会への移行に貢献することが期待できるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちづくり
- ・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進
- ・環境負荷の少ない適正処理の実施

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間（平成29年度～平成33年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、本計画では容器包装廃棄物の各名称について、実際の分別収集の際に用いている名称（次頁を参照）に置き換えて使用することとする。

◆各名称について

- | | |
|---|----------------|
| ○主として鋼製の容器 | スチール |
| ○主としてアルミニウム製の容器 | アルミ |
| ○主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。） | |
| ・ 無色のガラス製容器 | 無色ガラス |
| ・ 茶色のガラス製容器 | 茶色ガラス |
| ・ その他のガラス製容器 | その他ガラス |
| ○主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 紙パック |
| ○主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| ○主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| ○主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | その他プラスチック製容器包装 |

※ 第Ⅱ期分別収集計画から新たな品目として追加された「その他紙製容器包装」については、すでに本市では再生資源(紙類)のなかの雑がみとして分別収集を行っている。この雑がみについては、雑誌やダイレクトメールの内容物、書籍などとともに回収することとしており、容器包装リサイクル法における特定分別基準適合物とはならないと解釈される。

しかしながら、本市の現行の紙のリサイクルの方法については、容器包装リサイクル法が最終的に求めるリサイクルの実現という目的に十分適合するものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（他のごみに混入する容器包装廃棄物を含む）

（単位：t／年）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物	24,352	24,361	23,232	23,148	23,113

* 各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み

（太枠内は、川越市で分別回収している容器包装廃棄物の種類を表す）

（単位：t／年）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
か ん	スチール	689	689	657	655	654
	アルミ	804	804	767	764	763
び ん	無色ガラス	2,068	2,068	1,972	1,965	1,962
	茶色ガラス	1,493	1,494	1,425	1,419	1,417
	その他ガラス	919	919	877	874	872
紙 製	紙パック	459	460	438	437	436
	段ボール	4,939	4,941	4,712	4,695	4,688
	その他の紙製 容器包装	3,906	3,907	3,726	3,712	3,707
プ ラ ス チ ッ ク 製	ペットボトル	1,723	1,724	1,644	1,638	1,635
	白色トレイ	345	345	329	328	327
	その他プラスチック 製容器包装	7,007	7,010	6,685	6,660	6,650

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進

① 環境教育の推進

- 市民や学校に、省エネやごみ減量の取組を広めるため、エコチャレンジファミリー認定事業・エコチャレンジスクール認定事業を実施します。
- 小学校の社会科副読本にごみ処理の過程を掲載し、ごみ減量意識の高揚を図ります。

② 市民・事業者への啓発活動

- 出前講座やイベントにより、ごみの減量・資源化に関する情報提供、周知・啓発の充実を図り、市民のごみに対する意識の高揚を図ります。
- グリーン購入法の基準を満たす商品等、環境配慮商品を優先的に購入することを市民に呼びかけます。
- ごみの減量や省エネルギーの実践等、環境にやさしい活動を積極的に実践している店舗等をエコストア・エコオフィスとして認定し、事業者のごみの減量・資源化を推進します。また、優良な事業所は、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスとして認定します。

③ つばさ館の活用

- 学校や団体等による施設見学希望者への対応、資源化センターの見学コースを常時公開することで、ごみ処理の現状を確認し、ごみ問題への理解を促進します。
- ごみの減量・リサイクルに関するイベントやリサイクル体験講座を開催し、市民、事業者等の積極的な参加を促進します。

④ 市民協働の推進

- かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合った環境保全に関する活動を支援します。

(2) ごみの発生・排出抑制の推進

① 過剰包装等の対策

○マイバッグ持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。
併せて、過剰包装の自粛を呼びかけます。

② 生ごみの減量推進

○生ごみ処理機器の購入促進等により、家庭から排出される生ごみの減量を促進します。

○事業所や公共施設から排出される生ごみの減量等を推進します。

③ 家庭系ごみ有料化

○ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。

(3) ごみの再資源化の推進

① ごみの分別の徹底

○分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため、家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示した「家庭ごみの分け方・出し方」を毎年発行します。

② 集団回収の促進

○民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。

③ 再資源化（リサイクル）の推進

○紙類・布類の排出機会の拡充を図ります。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、川越市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		びん・かん
主としてガラス製の容器	無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料として、アルミニウムが 利用されているものを除く。)	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	紙類
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの		その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 t／年）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	345		345		345		344		344	
主としてアルミ製の容器	531		531		530		530		529	
無色のガラス製容器	496		496		495		495		494	
	496	0	496	0	495	0	495	0	494	0
茶色のガラス製容器	466		466		465		465		464	
	466	0	466	0	465	0	465	0	464	0
その他のガラス製容器	412		412		412		411		410	
	412	0	412	0	412	0	411	0	410	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	76		76		76		76		76	
主として段ボール製の容器	2,554		2,553		2,551		2,548		2,544	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	865		865		864		863		862	
	865	0	865	0	864	0	863	0	862	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	3,310		3,308		3,306		3,302		3,297	
	3,310	0	3,308	0	3,306	0	3,302	0	3,297	0
	0		0		0		0		0	
（うち白色トレイ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2段書きの場合 上段：合計、下段左側：協会引渡量、下段右側：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、高齢者割合の増加傾向などを勘案し、次のとおり設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
350,744人 (対前年比)	350,738人 (対前年比)	350,515人 (対前年比)	350,081人 (対前年比)	349,504人 (対前年比)
100.06%	100.00%	99.94%	99.88%	99.84%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙類については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール	びん・かん	委託業者による 指定日収集 (1回/2週)	市	
アルミ				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル			
紙パック	紙類の一区分である「紙パック」として回収	直営もしくは 委託業者による 指定日収集 (1回/月)	古紙問屋	紙類の回収日には、紙パック、段ボール、雑がみ(雑誌・空き箱など)、新聞を回収。
段ボール	紙類の一区分である「段ボール」として回収			
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	直営もしくは 委託業者による 指定日収集 (1回/週)	市	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在本市では、びん、かん、ペットボトルについては、「びん・かん」、「ペットボトル」として収集し、川越市資源化センター及び川越市東清掃センターで選別・圧縮・保管を実施している。

分別収集の用に供する施設

分別収集する 容器包装廃棄 物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール	びん・かん	指定袋	ダンプ車	川越市資源化センター リサイクル施設 (選別、圧縮、保管施設) *カレットは選別後、色別保管。
アルミ				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	川越市東清掃センター リサイクル施設 (選別、圧縮、保管施設)
紙パック	紙類の一区分 である「紙パック」 として回収	ひもで しばる	パッカー車 平ボディ車	古紙問屋へ直接搬入
段ボール	紙類の一区分 である「段ボール」 として回収			
その他プラスチック製容器 包装	その他プラスチック製容器 包装	指定袋	パッカー車	川越市資源化センター リサイクル施設 (選別、圧縮、保管施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図る。